

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 72 号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和 41 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																														
<p>(納税管理人申告書等の様式)</p> <p>第25条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th><th>様 式</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10 政令第6条の2の3（政令第6条の8第3項において準用する場合を含む。）</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>16 条例第15条第1項及び条例第15条の2（条例第90条の2及び第135条において準用する場合を含む。）</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p> <p>(法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 法第72条の49第10項</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(不動産取得税の申告書等の様式)</p> <p>第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th><th>様 式</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8 条例第64条の2第7項、条例第64条の3第7項、条例第64条の4第7項、条例第64条</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	様 式	[略]			10 政令第6条の2の3（政令第6条の8第3項において準用する場合を含む。）	[略]		[略]			16 条例第15条第1項及び条例第15条の2（条例第90条の2及び第135条において準用する場合を含む。）	[略]		[略]			条 項	書類の様式	様式番号	[略]			2 法第72条の49第10項	[略]		[略]			条 項	書 類	様 式	[略]			8 条例第64条の2第7項、条例第64条の3第7項、条例第64条の4第7項、条例第64条	[略]		<p>(納税管理人申告書等の様式)</p> <p>第25条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10 政令第6条の2の3（政令第6条の8第4項において準用する場合を含む。）</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>16 条例第15条第1項及び条例第15条の2（条例第135条において準用する場合を含む。）</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p> <p>(法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 法第72条の49第11項</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(不動産取得税の申告書等の様式)</p> <p>第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書類の様式</th><th>様式番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8 条例第64条の2第7項、条例第64条の3第7項、条例第64条の4第7項、条例第64条</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	条 項	書類の様式	様式番号	[略]			10 政令第6条の2の3（政令第6条の8第4項において準用する場合を含む。）	[略]		[略]			16 条例第15条第1項及び条例第15条の2（条例第135条において準用する場合を含む。）	[略]		[略]			条 項	書類の様式	様式番号	[略]			2 法第72条の49第11項	[略]		[略]			条 項	書類の様式	様式番号	[略]			8 条例第64条の2第7項、条例第64条の3第7項、条例第64条の4第7項、条例第64条	[略]	
条 項	書 類	様 式																																																																													
[略]																																																																															
10 政令第6条の2の3（政令第6条の8第3項において準用する場合を含む。）	[略]																																																																														
[略]																																																																															
16 条例第15条第1項及び条例第15条の2（条例第90条の2及び第135条において準用する場合を含む。）	[略]																																																																														
[略]																																																																															
条 項	書類の様式	様式番号																																																																													
[略]																																																																															
2 法第72条の49第10項	[略]																																																																														
[略]																																																																															
条 項	書 類	様 式																																																																													
[略]																																																																															
8 条例第64条の2第7項、条例第64条の3第7項、条例第64条の4第7項、条例第64条	[略]																																																																														
条 項	書類の様式	様式番号																																																																													
[略]																																																																															
10 政令第6条の2の3（政令第6条の8第4項において準用する場合を含む。）	[略]																																																																														
[略]																																																																															
16 条例第15条第1項及び条例第15条の2（条例第135条において準用する場合を含む。）	[略]																																																																														
[略]																																																																															
条 項	書類の様式	様式番号																																																																													
[略]																																																																															
2 法第72条の49第11項	[略]																																																																														
[略]																																																																															
条 項	書類の様式	様式番号																																																																													
[略]																																																																															
8 条例第64条の2第7項、条例第64条の3第7項、条例第64条の4第7項、条例第64条	[略]																																																																														

の5第7項、条例第64条の6
第7項、条例第64条の7第8
項、条例第64条の8第7項、
条例第64条の9第7項、法第
73条の2第8項、法附則第11
条の4第2項、法附則第11条
の4第4項又は法附則第11条
の4第6項

[略]

様式第150号（第78条関係）

(表)

[略]

[略]		[略]
狩猟 場所	[略]	
税 額	登録の区分	狩猟税
	[略]	
	3 [略]	

の5第7項、条例第64条の6
第7項、条例第64条の7第8
項、条例第64条の8第7項、
条例第64条の9第7項、法第
73条の2第7項、法附則第11
条の4第2項、法附則第11条
の4第4項又は法附則第11条
の4第6項

[略]

様式第150号（第78条関係）

(表)

[略]

[略]		[略]
狩猟 場所	[略]	
対象鳥獣捕 獲員である か否かの別	<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 でない	対象鳥獣捕獲 員として所属 する市町村名 ()
税 額	登録の区分	狩猟税
	[略]	
	3 [略]	
	4 対象鳥獣捕獲 員に係る狩猟者 の登録	第一種銃猟免 許に係る登録 ア イ ウ エ 第二種銃猟免 許に係る登録 オ
	5 4の登録を受 けていた者が対 象鳥獣捕獲員で なくなった場合 において、その 者が当該登録に 係る狩猟免許と 同一の種類の狩 猟免許について 当該登録の有効 期間の範囲内の	第一種銃猟免 許に係る登録 ア イ ウ エ 第二種銃猟免 許に係る登録 オ

	<u>期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録</u>
<p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>[略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p>	<p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>[略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>5</u> 「対象鳥獣捕獲員であるか否かの別」欄は、該当する□に <input type="checkbox"/>印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載してください。</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。